

建物は道路との間隔を十分設けることが必要です

道路は日照や採光、通風などを確保するための空間として、また日常の通行のみでなく災害時の避難や救助活動の場として重要な役割を担っています。

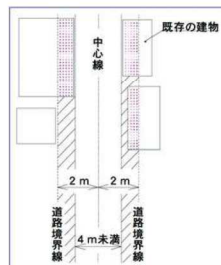
古くからまちが形成されてきた地区では、道路が狭かったり、家屋が密集しており、火災の危険や消防自動車などの緊急車両が入ってこられないような問題を抱えています。



敷地と道路の関係

建物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接していないと、建物が建てられません。(建物の用途・規模等により敷地が道路に接する長さの制限が付加されます。)

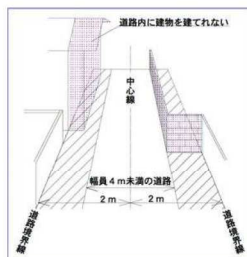
また、その道路は幅員が4m以上必要なため、幅員が4m未満の場合には、道路の中心から2m後退した線を道路の境界とみなします。



4m未満の道路(2項道路)沿いで建物を建てる場合は・・・

通行や安全、日照などの確保のため、建物など(擁壁や建物に附属する門や塀)は、道路内に突き出して建築できません。

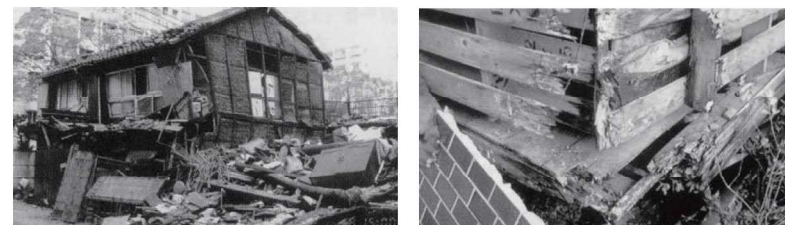
また既存の建物などは、ただちに撤去や移転をする必要はありませんが、増築などの工事の際には、道路部分の建物などの撤去が必要です。



日ごろから、建物の十分な維持管理に努めましょう

1 維持管理の重要性

建物は、時間が経つと耐久性や安全性に著しい障害が生じ、思わぬ災害が発生する原因になります。特に空き家の老朽家屋は、維持管理が不十分になり建物の劣化が進行する可能性が高いことから、隣家や通行人に危害を及ぼす恐れがあります。安心して安全な住みよい環境をつくるため、日頃から建物の維持管理に努めましょう。



2 建物の維持管理は所有者の責務

建物の所有者・管理者は、「建築基準法」において建物を適正に維持管理するように義務付けられています。また、「四日市市空き家等の適正管理に関する条例」及び「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空き家等の所有者・管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切な維持管理をするように義務付けられました。

責任を果たしていなかった場合には、台風や地震などにより発生した事故であっても、第三者へ損害が生じた時に賠償責任を追及される場合がありますので、責務を十分に認識して適正な維持管理に努めましょう。

3 維持管理などについて

劣化の状況によって対応が異なるため、建築士などの専門家に診てもらい、耐震診断や耐震補強、除却などについて相談をしてください。

